

○ 開催日時 令和3年2月25日(木) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場2階会議室

○ 出席委員(農業委員12人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一麿
委員	3番	徳永 哲朗
〃	4番	毛下 利美
〃	5番	鳥越 秀一
〃	6番	元丸 敏朗
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	貫見 和洋
〃	9番	内藪 雄治
〃	11番	本釜 好子
〃	12番	宿利原 進
〃	13番	安水 純一

農地利用最適化推進委員

〃	内藪 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	畠中 正秋
〃	折小野 道男
〃	横原 利己
〃	弓指 義洋

○ 欠席委員 鍋委員・坂元委員

○事務局職員 事務局長 落司 毅 書記 折久木まり子

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第43号 農地法第5条許可申請について

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町町に対する要請について

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町町に対する要請について

○事務局長	一同礼。ただいまから令和3年2月の定例会を開催したいと思います。まず初めに憲章朗読を貫見委員、よろしくお願いいたします。
○貫見委員	憲章朗読
○事務局長	はい、ありがとうございました。では会長の挨拶をお願いいたします。
○会長	皆さん、こんにちは。雨が降るという予想で何かと忙しい時期でございますが、仕事の忙しい時期にご苦労さまでございます。それでは、ただいまより、令和3年2月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。坂元委員と鍋委員が欠席ですが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、2番、水流委員と3番徳永委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。次に「会務報告について」を議題とします。事務局から説明と報告をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは、1ページをごらんいただきたいと思います。まず15日ですけれども農地中間管理事業推進担当者会議がございまして、私が出席しております。同日ですけれども、県農業委員会女性委員の会研修会ということで、本町もお2人の方に出席していただいております。続いて16日ですけれども県農業委員会事務局長会議がございまして、私が出席しております。そして25日、本日ですが農業委員会2月の定例総会となっております。会務報告は以上です。
○会長	ただいまの会務報告について質問等ありませんか。
○委員	無し
○会長	無いようですので、以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第43号、農地法第5条許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局長	<p>はいそれではまず3ページをごらんいただきたいと思います。申請人は○○さん、そして○○さんでございます。両名とも鳥浜自治会の方でございます。申請に係る土地が神川字大間瀬○○、地目は田でございます。地積が694㎡、転用目的が農家住宅、それから農業用資材の置き場となっております。理由といたしましては、現在の住居が老朽化したため実家に近い申請地に住居を建築したいということでございます。めくって4ページ、をご覧くださいと思いますこれが、ちょっとわかり難いかもしれませんが、場所を示す地図でございます。鳥浜でございます。そして5ページ、6ページ、7ページまで図面が付けてございますが、まず5ページをごらんいただきたいと思います。申請地と書いてありますが○○ですね、その横に○○とございます。前々回のこの会で議論していただきましたけれども、そもそも一筆でありましたけれども、○○を5条により取得すると、そして○○についてはまた後ほどですね、基盤法のところで出てまいります。そもそも一筆であったの分筆して違う法律で取得するという形になっております。6ページをごらんいただきまして、ここが、よりわかりやすい位置図ですね。比較的、肝属郡医師会立病院に近い場所、そして説明しましたように、実家の裏という本人にしては好都合な場所ということでございます。7ページはそれを写真で示したものと白黒で見にくいかもしれませんが、これで確認をしていただければと思います。以上で説明は終わりたいと思います。</p>
○会長	<p>ただいま説明がありましたが、内菌委員の報告をお願いいたします。</p>
○内菌委員	<p>この案件は何度も出ております。○○さんは生産牛を主に経営をしております。これからの錦江町の大切な担い手でもあり、転用には何ら問題ないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>事務局の説明並びに担当の報告ありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第43号、農地法第5条許可申請については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
	<p>異議なしと認めます。したがって議案第43号「農地法第5条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第44号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町に対する要請について」を審議しますので事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>はい。それでは資料は9ページをごらんいただきたいと思います。譲渡人は○○さん、鳥浜自治会の方でございます。申請に係る土地の字大間瀬○○の地目が田、地積が327㎡となっております。譲受人は○○さん、鳥浜自治会の方でございます。経営規模についてはごらんいただきたいと思います。先ほども</p>

	<p>申しあげましたけれども、次の 10 ページに、場所を示す地図がつけてございますので確認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
○会長	<p>ただいま事務局の説明がありました、内菌委員の報告をお願いいたします。</p>
○内菌委員	<p>ただいま説明があったとおり、基盤法での農地取得になります。先ほどと同様に〇〇さんは、錦江町の大切な担い手でもあり、基盤法による農地取得も何ら問題ないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>事務局の説明並びに担当の報告ありましたが、質疑はありませんか。</p>
○徳永委員	<p>あくまでも 5 条で申請があった土地についてのみ、住居と資材置き場に利用し、農地は農地としてしっかりと監視していただくということですね</p>
○事務局長	<p>はい、こちらの基盤法の取得についても、農地としてしっかり利用するというところでございます。</p>
○会長	<p>ほかにありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
	<p>質疑なしと認め、採決いたします。お諮りします。議案第 44 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」は、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
	<p>異議なしと認めます。したがって議案第 44 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画所(有権移転)の錦江町長に対する要請について」は原案のとおり許可することに決定しました。次に、議案第 45 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町に対する要請について」を議題としますが、ここでお諮りいたします。資料のとおりこの議案は 67 筆の審議となっており、また農業委員会に関する第 31 条の議事参与の制限により、公平な審議を行うため、貸し人、借り人の関係者である委員の退席を求めなければならない案件もあることから、8 回に分けて審議したいと思います。異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
	<p>異議なしと認め、それでは、受付番号 731 番から 735 番について、事務局の説明をお願いいたします。</p>

○事務局長	<p>はい、それでは12ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>まず、731番でございます。貸し人が〇〇さん、神川上自治会の方でございます。申請地につきましてはお目通しを願います。貸し付けに係る期間が令和3年2月26日から令和7年12月14日までとなっております。小作料金は2〇〇円でございます。借り人は〇〇さん、宿利原自治会の方でございます。続いて732番と733番でございますが、貸し人は〇〇さん、茨城県の方でございます。申請地は2筆でございますのでお目通し願います。貸し付けに関しましては令和3年2月26日から令和7年12月14日まで、小作料金は2筆で〇〇円となっております。借り人は〇〇さんでございます。続いて734番と735番ですが、貸し人が〇〇さん、神川上自治会の方でございます。申請地は2筆でございますのでお目通し願います。貸し付けに関しましては、令和3年2月26日から令和7年12月14日までとなっております。小作料金につきましては、全部で〇〇円ということでございます。借り人は〇〇さんでございます。説明は以上です。</p>
○会長	<p>ただいま事務局の説明がありましたが、731番から735番の担当は私でございますので私のほうで報告いたします。借り人の〇〇さんの畑は今まで、息子さんが草を栽培しておりましたが、高収益の関係上、〇〇さんに新規として耕作するというようになりました。皆さんのご審議をよろしく願います。なお、〇〇さんは議員でもあり、畑も全部きれいに整備しており、なんら問題はないかと思われま。皆さんの審議をお願いいたします。事務局の説明並びに担当の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	無し
	<p>質疑なしと認め採決いたします。お諮りします、受付番号731番から735番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	無し
	<p>異議なしと認めます。したがって、受付番号731番から735番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号736番から748番について審議いたします。説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>はい。それでは736番から743番までですが、貸し人は〇〇さん、猪鹿倉自治会の方でございます。申請地は8筆でございます。お目通し願います。8筆合わせて25,416㎡となっております。貸し付けに関しましては令和3年2月26日から令和7年5月31日までとなっております。小作料金についてもそれぞれお目通し願いたいと思います。借り人は〇〇さん、盤山自治会の方でございます。続いて13ページに移っていただきまして、744番から746番ですが、貸し人が〇〇さん、神奈川県の方でございます。申請地は3筆でございますのでお目通し願います。3筆合わせて2,975㎡となっております。貸付に関しましては令和3年2月26日から令和7年12月14日までとなっております。小作料金はそれぞれ〇〇円と設定されております。借り人は、〇〇さんでございます。</p>

	<p>続いて747番ですが、貸し人が〇〇さん、六反田自治会の方でございます。申請地につきましてはお目通し願ひまして、貸付に関しまして令和3年2月26日から令和7年12月14日までとなっております、小作料金は〇〇円となっております。借り人は〇〇さんでございます。続いて748番、貸し人が〇〇さん、上之宇都自治会の方でございます。申請地はお目通し願ひまして、貸付が令和3年2月26日から令和7年12月14日まで、小作料金が〇〇円となっております、借り人は〇〇さんでございます。説明は以上です。</p>
○会長	<p>ただいま説明がありましたが、受付番号736番から743番について、元丸委員の報告をお願いいたします。</p>
○元丸委員	<p>今回、〇〇さんがお茶栽培をやめられるということで、〇〇さんが借りられることになりました。〇〇さんは認定農業者でもありますし、茶園の管理もしっかりされておりますので、何ら問題ないと思っております。よろしく願ひいたします。</p>
○会長	<p>はい、ありがとうございます。続いて受付番号744番から748番について、寺田委員の報告をお願いいたします。</p>
○寺田委員	<p>報告申し上げます。744番から748番までの借り人の〇〇さんですが、茶を中心にネギを含めた複合経営ということで、借りているところもネギを栽培されるということです。認定農家でありますし、錦江町が定める全ての条件を満たしているものと思っておりますのでよろしく願ひいたします。</p>
○会長	<p>はい、ありがとうございます。事務局の説明並びに担当委員の報告ありましたが、質疑はありますか。</p>
○安水委員	<p>はい、〇〇さんが借りている終了年月日ですね。5月になっているんですが、12月じゃなくて5月までなのでしょうか。何か意味があるのですかね。作物に合わせた貸し借りにしたということですか。</p>
○事務局長	<p>はい。そういうことです</p>
○会長	<p>ほかにありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号736番から748番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
	<p>異議なしと認めます。したがって受付番号736番から748番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号749番から767番について審議いたしますので説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>はいそれでは749番と750番についてまず説明をさせていただきます。貸し人が〇〇さん、鶴園自治会の方でございます。申請地は2筆ございます。2筆合わせて6,365㎡となっております。貸し付けに関しましては令和3年2月26日から令和7年12月14日までとなっております。小作料金は2筆合わせ</p>

	<p>て〇〇円ということで、借り人は〇〇さん、鶴園自治会の方でございます。続いて751番ですが、貸し人が〇〇さん、平石自治会の方でございます。申請地はお目通し願いたいと思います。貸付に関しましては、令和3年2月26日から令和7年12月14日まで、小作料金につきましては靫で〇〇俵となっております。借り人は〇〇さん、上原自治会の方でございます。続いて752番ですが、貸し人が〇〇さん、柴立自治会の方でございます。申請地はお目通し願いました、貸し付けに関しましては令和3年2月26日から令和7年12月14日まで、小作料金は靫で〇〇俵となっております。借り人は〇〇さん、平石自治会の方でございます。続いて753番ですが、貸し人が〇〇さん、柴立自治会の方でございます。申請地は目通し願います。貸付に関しましては令和3年2月26日から令和6年12月14日まで、小作料金は〇〇円。借り人が〇〇さん、上柴立の方でございます。続いて754番から次のページの767番でございますが、貸し人が〇〇、麓自治会でございます。あわせて面積が28,477㎡となっております。貸し付けに関しましては令和3年3月1日から令和12年12月14日までとなっております。小作料金についてもお目通し願いたいと思います。借り人は〇〇、鳥浜自治会でございます。説明は以上です。</p>
○会長	<p>ただいま説明がありましたが、受付番号749番から753番について、貫見委員の報告をお願いいたします。</p>
○貫見委員	<p>はい、報告いたします。受付番号749号から752号までは継続の案件でございますので、何ら問題はないかと思えます。次に753号の借り人の〇〇さんの分ですが、これは何年も前から耕作しておられまして、今回、貸し人の〇〇さんのほうから、新規で利用権設定を結んでくれということで、今回新規で利用権設定を結んだということでございます。これも何ら問題はないかと思えます。以上です。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。続いて、受付番号754番から767番について、内菌委員の報告をお願いいたします。</p>
○内菌委員	<p>〇〇さんは若手の茶農家でもあり、園の管理などもしっかりとされておりますので、利用権設定については何ら問題ないと思っておりますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
○会長	<p>ただいま、事務局の説明と、担当委員の報告ありましたが、質疑はありませんか。</p>
○徳永委員	<p>〇〇さんが植えられるのですか。</p>
○折久木書記	<p>お茶を植えたのは〇〇さんです。〇〇さんのほうがお茶を数年前から辞められて、委託も〇〇さんのほうへ全てお任せされておりました。それで今回、利用権を結んだということです。</p>
○会長 ○委員	<p>ほかにありませんか。 無し</p>

○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 749 番から 767 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
	異議なしと認めます。したがって、受付番号 749 番から 767 番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 768 番から 772 番について審議いたしますので説明をお願いいたします。
○事務局長	はい、ではまず 768 番でございますが、貸し人が〇〇さん、山之口自治会の方でございます。申請地はお目通し願ひまして、貸付が令和 3 年 3 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日までとなっております、小作料金は〇〇円。借り人が〇〇さん、城ヶ崎自治会の方でございます。続いて 769 番と 770 番ですが、貸し人が〇〇さん、皆倉自治会の方でございます。申請地は 2 筆ございますのでお目通し願ひまして、2 筆で 2,598 ㎡となっております。貸し付けに関しましては令和 3 年 2 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金につきましてはそれぞれ〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、皆倉自治会の方でございます。続いて 771 番ですが、貸し人が〇〇さん、皆倉自治会の方でございます。申請地はごらんいただきまして地籍のところだけ、5,480 ㎡のうち 3,000 ㎡が申請となっております。貸し付けに関しましては令和 3 年 2 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円、借り人が〇〇さんとなっております。15 ページに移っていただきまして 772 番、貸し人が〇〇さん、皆倉自治会の方でございます。申請地はお目通し願ひます。貸付に関しましては令和 3 年 2 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円となっております、借り人は〇〇さんでございます。説明は以上です。
○会長	ただいま事務局の説明がありましたが、受付番号 768 番について、本釜委員の報告をお願いいたします。
○本釜委員	はい。768 番を報告いたします。〇〇さんはインゲンや高菜などの栽培をされております。貸し人の〇〇さんは〇〇さんの叔父に当たり、小作料金は〇〇円ということ。水利費のみ〇〇さんが支払うということで利用権を設定されました。よろしく願ひいたします。
○会長	ありがとうございました。続いて受付番号 769 番から 772 番について、水流委員の報告をお願いいたします。はい。
○水流推進委員	まず、最初に修正をお願いいたします。私の書き損じかと思いますが、〇〇さんの小作料金ですけれども〇〇円に修正してください。この件は今まで〇〇さんがつくっていらっやって、今回、新たに利用権を結びたいということで願ひしました。畑から周りまで完璧なほどきれいにされております。なんら問題ないと思いますので、よろしく願ひいたします。
○会長	はい、ありがとうございました。事務局の説明並びに担当員の報告ありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し

○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 768 番から 772 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
	異議なしと認めます。したがって、受付番号 768 番から 772 番については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて、受付番号 773 番から 779 番について審議いたしますので、説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは説明いたします。773 番から 775 番ですが、貸し人が〇〇さん、令和自治会の方でございます。申請地は 3 筆ございますのでお目通し願ひまして 3 筆で 8,352 m ² となっております。貸付にしましては令和 3 年 2 月 26 日から令和 5 年 12 月 14 日までとなっております、小作料金につきましては、字河ノ下 6,333-3 が〇〇円、残りのほう 2 筆は〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、才原自治会の方でございます。続いて 776 番と 777 番でございますが、貸し人が〇〇さん、鹿児島市の方でございます。申請地につきましてはお目通し願ひまして、2 筆で 10,266 m ² となっております。貸し付けにしましては、令和 3 年 2 月 26 日から令和 12 年 12 月 14 日までとなっております、小作料金につきましては〇〇円と〇〇円となっております。借り人は〇〇さんでございます。続いて 778 番ですが、貸し人が〇〇さん、中村自治会の方でございます。申請地はお目通し願ひます。貸し付けにしましては令和 3 年 2 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日まで。小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さん、中村自治会の方でございます。779 番ですが、貸し人が〇〇さん、中村自治会の方でございます。申請地はお目通し願ひまして、貸付にしましては令和 3 年 3 月 1 日から令和 12 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円。借り人が〇〇さんでございます。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、受付番号 773 番から 777 番について、竹原委員の報告をお願いいたします。
○竹原推進委員	借り人の〇〇さんは野菜等を中心に営農されております。圃場もきれいに管理されており、利用権設定に関しては何ら問題ないと思います。
○会長	続いて、受付番号 778 番から 779 番については、折小野推進の報告をお願いいたします。
○折小野推進委員	778 番と 779 番ですがこの案件は、場所は田代郵便局から行ったところの、中村集落内でございます。川沿いのところです。〇〇さんは育成牛を中心とした畜産をしていらっしゃいます。認定農業者でもあって、真面目に若いながら一生懸命やっておられます。畔払いもよくして、放置されている田んぼ、畑は今のところは一切ありません。何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願ひします。
○会長 ○委員	事務局の説明並びに担当員の報告がありましたが、質疑はありませんか。 無し

○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 773 番から 779 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号、773 番から 779 番については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 780 番から 788 番について審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは 780 番から 783 ですけれども、貸し人が〇〇さん、中尾自治会の方でございます。申請地は 4 筆でございますのでお目通し願います。4 筆合わせて 5,593 m ² でございます。貸し付けに関しましては令和 3 年 2 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円となっております。借り人が〇〇さん、東中郡自治会の方でございます。ページをあけていただきまして 784 から 787 ですが、貸し人が〇〇さん、大原自治会の方でございます。申請地が 4 筆でございますのでお目通し願います。4 筆で 15,075 m ² となっております。貸し付けに関しましては令和 3 年 2 月 26 日から令和 6 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇、肝付町でございます。次に 788 番ですが、貸し人が〇〇さん、鹿児島市の方でございます。申請地はお目通し願います。貸付に関しましては令和 3 年 2 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円。借り人は〇〇さん、川南自治会の方でございます。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、受付番号 780 番から 787 番について、横原推進委員の報告をお願いいたします。
○横原推進委員	はい。説明いたします。780 番から 783 番につきましては、〇〇さんが貸し人ですが、高齢で以前から〇〇さんが耕作をされておりました。今回正式に契約をすることで申請をいたしました。〇〇さんにつきましては認定農家でもあり、耕作されている茶園もきれいに管理されているようでございますので何ら問題はないのではないかと思います。よろしく願います。次の 784 番から 787 番ですが、〇〇さんが耕作されていた茶園です。最近、2、3 年放棄されており、今回、〇〇さんが借りることになりました。〇〇さんは最近入ってこられた方ですが、借りられているところもきれいに管理をされておられるようですので、何ら問題はないのではないかと思います。審議のほどよろしく願います。
○会長	続いて、受付番号 788 番について、弓指推進委員の報告をお願いいたします。
○弓指推進委員	はい。報告申し上げます。788 番の〇〇さん。これは今まで、お父さんの、あれで、〇〇さんが借りられていたんですが、借り賃の入金をしようとしたら、お金を振り込めなかったということで、今回、息子さんと契約を結ばれました。よろしく願います。
○会長 ○委員	事務局の説明並びに担当員の報告がありましたが、質疑はありませんか。 無し

○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 780 番から 788 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって、受付番号 780 番から 788 番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 789 番について審議しますが、関係者である○○委員の退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。それでは説明をいたします。789 番でございますが、貸し人が○○さん、木場自治会の方でございます。申請地はお目通し願ひまして、貸し付けに関しましては令和 3 年 2 月 26 日から令和 5 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金につきましては粃 25 キロを○○俵となっております。借り人は○○さんでございます。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、内菌推進の報告をお願いいたします。
○内菌推進 委員	はい、789 番の管理人の○○さんですが、ご存じのとおり農業委員でもございますし、圃場もきれいにされており何ら問題ないかと思っておりますのでよろしくお願ひします。
○会長	はい、ありがとうございました。説明並びに担当委員の報告ありましたが、質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。お諮りします。受付番号 789 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番 789 番については原案のとおり許可することに決定しました。ここで○○委員の入室を認めます。続いて受付番号 790 番から 797 番について審議いたしますが、関係者である○○委員の退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは説明いたします。790 番から 797 番ですが、貸し人は○○さん、中尾自治会でございます。申請地につきましては、8 筆でございますのでお目通しを願ひまして、8 筆で 10,730 m ² となっております。貸し付けに関しましては令和 3 年 2 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金は○○円となっております。借り人は○○さん、東中郡自治会の方でございます。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。お諮りします。受付番号 790 番から 797 番については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	無し

異議なしと認めます。したがいまして受付番号790番から797番については、原案のとおり決定しました。ここで横原推進委員の入室を認めます。以上で令和3年2月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

番

番

議事録調整者